

暴言・暴力・迷惑行為の対応について

当院では、職員に対し以下のような行為による暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合、対面や電話等での対応を中断するほか、「退院」、「退去」、「当院への出入禁止」等の通告を行うこと、状況によっては警察の介入を依頼することがあります。

病院、職員との良好な関係を保ち、職員の安心できる労働環境を守るため、毅然とした態度で組織的に対応することとしております。

- 大声や奇声を出したり、暴言や脅迫的言動（威嚇・誹謗・中傷など）がある場合。
- 暴力行為（殴る・蹴る・叩く・物にあたるなど）、若しくはその恐れがある場合。
- 病院職員に対し、みだりに接触したり、卑猥な言動、わいせつ行為がある場合。
- 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害する場合。
- 病院内設備、備品類を故意に破損する場合。
- 必要の無い危険な物品類を院内に持ち込む場合。
- 正当な理由がなく、長時間の居座りなど迷惑行為を行う場合。
- 病院側の上承を得ず撮影・録音を行う場合。
- 病院の規則・病院職員の指示に従わない場合。
- その他、病院長が迷惑行為と判断した場合。

このような行為は、信頼関係に影響を及ぼす可能性があります。ご理解の上、ご協力をお願い致します。